

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 22 日現在

機関番号：14303

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25289215

研究課題名(和文)重要文化的景観の選定・運用に関わる公益との調整シナリオの開発研究

研究課題名(英文)Study on regulation of different interest of stakeholders on the Cultural landscape

研究代表者

小野 芳朗(ONO, Yoshiro)

京都工芸繊維大学・デザイン・建築学系・教授

研究者番号：50152541

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,300,000円

研究成果の概要(和文)：重要文化的景観を選定するためには選定の範囲と関係者間の利害調整、報告書の作成が必要である。本研究では3年間に四国四万十川、熊本南阿蘇、天草諸島、長崎平戸、外海、京都岡崎を調査し、その利害調整のプロセスについて検討した。

その結果、地元自治体の担当者の推進力と、選定委員長の取りまとめ方、異なる利害関係者の円卓会議への協力、学識経験者の歴史的事象の検証と、文化活動の発掘、景観的価値など当該地域への価値付けがなされていくことが選定の要素であることが分かった。また文化庁による文化的景観選定の先に世界文化遺産を目標にしたところは比較的早く利害調整が可能であった。

研究成果の概要(英文)：It is necessary for the selection of Cultural landscape by Agency of culture to decide the area of the landscape, regulation of the interest among the stakeholders and making up the report. In these 3 years, we investigated Shimanto river in shikoku island, Amakusa islands, Hirado city in Nagasaki, Minami-aso in kumamoto, Tonomi in Nagasaki and Okazaki area in Kyoto City. In order to regulate the stakeholders, the necessity of the promotion by leader in the bureau, the chairman's leadership, collaboration of different interest of stakeholders and inspecting the historical fact and valuation of cultural things in the area.

研究分野：建築学

キーワード：重要文化的景観 利害関係者 価値付け 世界文化遺産

1. 研究開始当初の背景

【重要文化的景観の選定、及び運用における問題点】重要文化的景観は、平成16年の文化財保護法改正により新たに「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」(同法第2条第1項第5号)とされている。その特徴にある場の変化の方法の評価があげられる。それは、景観を構成する要素は変化をしながらも、場のアイデンティティが保たれ続けるシステムと、変化とはいえ時代の重層性を有するプロセスがあげられる。また、たとえば水路空間であると、それが歴史的な水路網であるのか、あるいは水路内の生態系に意味があるのかという、価値の根幹の立ち位置が重要視される。この文化的景観は、それが文化財の有する宿命とはいえ、同じく開発と維持管理を含めて、公共的事業との価値の衝突にしばしば直面している。文化財保護法第139条第32項には、文化庁長官は「重要文化的景観の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる」と書かれており、一旦選定されるとその現状変更手続きを要するため、公共事業がその地区選定を躊躇する場面が屢々起こる。一方、第141条第1項には「特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整及び農林水産業その他の地域における産業との調和に留意しなければならない」とあり、公益の阻害を防止するための「調整」をうたってはいる。しかしながら、その調整をどうやって実施し、公益との同意に至るかについては示されていない。我々は、文化的景観の調査、および選定に関わる学術的研究や、行政的調整を十分経験しており、その中でこのような衝突の場面に直面することが頻繁である。そして、その衝突は現在のところ、利害関係者間の人間関係の中で処理されることが多いのも事実である。また、こうした調整に至る科学的検討はほとんど為されていないのが実情である。【最も変遷と利害の複雑な水系】一方、景観構成要素の中で重要とされるものに水系(水路、運河、水辺など)がある。1995年、ベルリンで開催された第19回世界遺産会議では、運河を、「歴史的・技術的視点から見て顕著な普遍的価値を有するもの」であり、それは、「様々な価値及び関係性の総体として証明されるべきもの」であり、その重要性は「技術・経済・社会・景観上の諸要素によって示される必要がある」と作業指針中に示された。これは、換言すれば、変遷しやすい水路と、利害の複雑に絡まる線状の水面は、複数の価値観によって構成されるものである、ということにある。そのことは文化的景観の選定と運用の場合で、複数の利害関係者、とくに水面とその施設を保護したい側と、水面を

利用し、そのための施設改善と保全をすすめる公共的利益との衝突を暗示するものでもある。また、水系は近世までは多くは慣行水利権のもとにあり、大規模な土地所有者である寺社のもつ土地を耕作する農村に属していることが多く、そのため水論が絶えなかった。近代に至り土地所有とともに水面も官有となるが、なお慣行水利権は現在まで存在し、水面の公共による土木事業の導入で大変化を遂げるも、水脈のみは存在する。こうした複雑に権利の絡まる水面を含む空間を対象とすることで、本研究の主題である文化財としての景観の保護と、公益間の調整・運用の問題が顕著に浮かび上がってくることが期待できる。

2. 研究の目的

1. 既選定、あるいは選定・調査中の文化的景観地区の、選定・運用と公共事業との利害調整システムが存在するのか、存在するとすればどのような形で機能しているのか。多くは当該地域首長や学識経験者の主導という、個人的力量に委ねられてきたものとされている。本研究のチームには本年8月まで奈良文化財研究所景観室長として、文化的景観選定調査の先頭に立ってきた研究者を機関に配置したため(清水重敦)この情報ネットワークを有効に利用し、これら全国のいくつかの地区の実態調査と、インベントリー作成を行う。2. 本研究の代表者・分担者は、その研究基盤を都市形成の歴史的検証に置きながら、一方で文化的景観選定地の調査(未調査地も含み)を行っている。したがって、上記1の既選定地の調査を比較事例として、勤務地に近く我々が直接関わっている京都・亀岡盆地、琵琶湖畔の対象候補地について、文化財担当の求める選定地区・施設と、公共的事業の対立点を明らかにし、その間に横たわる衝突事項を浮かび上がらせ、その調整方法についてのデータを収集する能力に長けている。対象とする地がいずれも水面を含む空間であることは、文化的景観の一重要構成要素が水面であることを裏付けるものでもある。水の少ない乾いた京都盆地と、水の豊かな琵琶湖畔を対象に、水系の機能性(治水、利水、排水)すなわち今日の公共的事業につながる制水機能の時間的変遷を、近代以前まで遡って文献とフィールド調査することで、景観形成の要素を史的にも実証して位置づけていくとともに、評価調整のためのスペック抽出を行う。3. 事例を通して得られたデータと、公共(土木)事業との共存を図るためのシステムを呈示する。前項で示したように、文化財保護法には公益との調整がうたわれているものの具体策は示されていない。研究の終段階では問題解決するためのツール呈示とその試行が目標となる。研究開始時の現状でのあくまで予測ではあるが、地域の利害関係者間で高次の目標の設定がなされるこ

と。たとえば、「世界文化遺産に登録」されること、など。調整機関の「箱」を構成すること。この際、土木・建築局、農林水産局、鉱業局など現場公益に直接関わる地方自治体の部局参加は必須と考えられ、首長の指導のもと、学識経験者による委員会のみではなく、同レベルでのラウンドテーブルを用意する、などが考えられる。

3. 研究の方法

本研究は3段階からなる。1. 重要文化的景観地区の選定・運用に関わる公益との衝突とそのメカニズム、調整方法の事例収集：これにより、主題である景観保存と公益保護の問題点を明らかにできる。2. 選定地での事例研究：研究参加者は各々文化的景観選定の委員を経験、あるいは任命されており、担当地域における景観保全と公益保護の衝突・調整の事例につき収集、解析する。3. 選定・運用のための調整機構設置の提案と、解決シナリオの提示：景観保全と公益保護の合意に至る調整機構を各担当地域に適用・試行することにより、その有効性を検証するとともに、各自治体での文化財保護担当、土木・建築など公益担当、地域住民を交えた調整ツールを探るヒアリングを実施した。

4. 研究成果

重要文化的景観を選定するためには、選定地の調査と、選定範囲の策定と関係者間の利害調整、報告書の作成が必要である。そのプロセスの中で本研究のテーマとする利害調整のプロセスが見えてきた。

平成25年度より、四国・四万十川流域、熊本南阿蘇地域、天草諸島、長崎県平戸市、長崎県外海地区に赴き、地元自治体の文化財担当者（教区委員会である場合が多い）から発案から選定に至るプロセスをヒアリングした。第一に、調査段階で選定対象地域の文化的、景観的価値を発見、もしくは検証することがある。それは空間の歴史的事象を検証すること、地域での生業を含む文化的活動の実態把握、景観として優れている点などであるが、このプロセスで何を選定地域の中に入れるかで利害関係が生じる。対象にはいと、修繕ができない、変更には文化庁長官の許可が必要になるなど、文化財保護法令上の制限に難色を示す、とくに既存施設や開発主体からのクレームが生じる。

このことはすべての地域に共通することであった。たとえば、最終年度の調査対象であった京都・岡崎は琵琶湖疏水がその軸になったが、京都市上下水道局の施設であるため、また水道水源ともなっているため、修復、保全をめぐる文化市民局と対立した。文化的には文化財対象となる建物も、上下水道局には維持管理の困難なものをめぐって選定対象とするかの議論があった。

ひとつは、選定地域の様々な事象の「価値付け」作業があり、これは学識経験者の委員会ではなされたが、このプロセスで、関係者に価値の共有がなされることが重要である。また円卓に座ることは担当者の交渉力、委員長熱意、時には行政上層からの指示などが必要となる。また当該地域の所有者がだれのものなのかも作業を進めるうえでひとつの要素であり、公共のものであると作業はすすみやすく、民有地であると交渉に時間がかかる。さらに文化的景観になるという市民の支持も必要であり、こうした関係者を巻き込んでの周知は、一種官製のムーブメントである。利害関係の異なる関係者に価値の共有は必要と記したが、文化的景観の先に世界文化遺産登録を目指すという共通の目標を掲げた地域もあり、このことは作業に向けて最も効果的な共有意識であった。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計1件)

小野芳朗・西寺秀・中嶋節子、京都・南禅寺
界限庭園における琵琶湖疏水の水利利用、日本
建築学会計画系論文集、79、698、
1025-1034、2014

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計1件)

小野芳朗、水系都市京都-水インフラと都市
経営、思文閣出版、2015

〔産業財産権〕
出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

小野芳朗 (ONO, Yoshiro)
京都工芸繊維大学・デザイン・建築学
系・教授
研究者番号：50152541

(2)研究分担者

中川理 (NAKAGAWA, Osamu)
京都工芸繊維大学・デザイン・建築学
系・教授
研究者番号：60212081

清水重敦 (SHIMIZU, Shige'atsu)
京都工芸繊維大学・デザイン・建築学
系・准教授
研究者番号：40321624

中嶋節子 (NAKAJIMA, Setsuko)
京都大学大学院・人間・環境学研究科
・教授
研究者番号：20295710

岩本馨 (IWAMOTO, Kaoru)
京都工芸繊維大学・デザイン・建築学
系・講師
研究者番号：00432419

山口敬太 (YAMAGUCHI, Keita)
京都大学大学院・工学研究科・助教
研究者番号：80565531

(3)連携研究者

()

研究者番号：